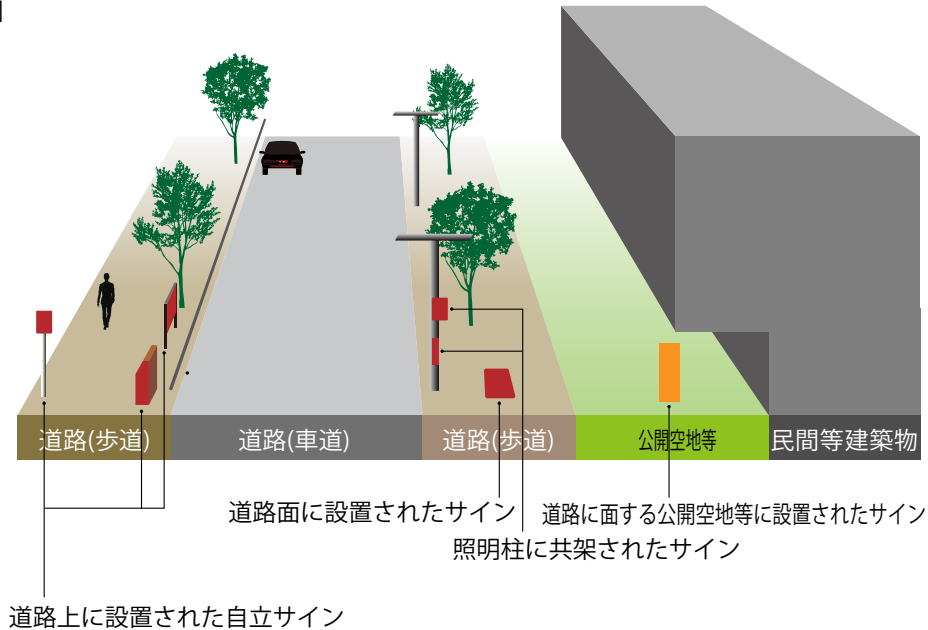


本デザインガイドラインは、以下の条件に該当するものに適用する。

- 1 対象の範囲
福岡市内全域とする。
- 2 対象の場所
道路や、道路に面する公開空地などの公共的な空間とする。

対象の場所解説図



- 本ガイドラインの考え方に基づくデザインとするサイン
- 本ガイドラインの考え方を参考にデザインを検討するサイン

- ※歩道がない道路の場合、車道に設置されたサインが対象となる
- ※国の基準や法令等でデザインが定められたサインは対象外とする
- ※本ガイドラインに基づくデザインへの変更は、サインの設置や更新等のタイミングを捉えて実施していくことを基本とし、道路に面する公開空地等においても敷地の所有者に協力を依頼する。
- ※公開空地等に設置されたサインのうち、ビル内のテナント案内など、公共的な案内でないものは対象外とする。

- 3 対象のサイン
案内サインのうち以下のサインを対象とする。

- B 歩行者系サイン
 - B-1 案内誘導サイン
 - B-1-1 地図案内サイン
 - B-1-2 行先誘導サイン
 - B-1-3 位置表示サイン
 - B-1-4 学習サイン
 - B-2 規制サイン
 - B-2-1 禁止サイン
 - B-2-2 指示サイン
 - B-3 解説サイン
- C 自転車系サイン
 - C-1 案内誘導サイン
 - C-1-1 地図案内サイン
 - C-1-2 行先誘導サイン
 - C-1-3 位置表示サイン
 - C-2 規制サイン
 - C-2-1 禁止サイン
 - C-2-2 指示サイン
 - C-3 解説サイン